

被扶養者資格継続調査へのご協力ありがとうございました

お子さんが就職すると被扶養者から外れます



◎被扶養者の資格取消について

今年度実施しました被扶養者資格継続調査につきましては、組合員および被扶養者の皆さんにはお忙しい中ご協力いただき、ありがとうございました。

毎年、調査により就職や収入の増加に係る手続き漏れ等が判明し、被扶養者の認定を遡って取り消す事例が多く見受けられますので、次の「**収入基準額**」と「**取消になる要件**」をご確認いただき、被扶養者の認定要件を備えているか、日頃から収入状況の把握をしていただきますようお願いいたします。

また、被扶養者の収入が認定基準額を超過した等により資格取消の対象となった場合は、速やかに共済事務担当課に申し出ていただき、手続きをお願いします。資格取消日以降、被扶養者証は使用できないため、必ず当組合に返還してください。

※被扶養者の資格取消後に、共済組合の被扶養者証を使用して医療機関等を受診していた場合は、当組合が負担した医療費等について返還いただくことになります。詳しくは次ページをご覧ください。

収入基準額

区 分	年 齢	基準額 (収入の限度額)		
		年 額	月 額	日 額
公的年金を受給していない方	全年齢	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
障害年金を受給している方	全年齢	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
公的年金を受給している方	60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
遺族年金を受給している方	60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

・アルバイトやパート等の給与収入(通勤手当などの諸手当を含めた給与所得控除前の総収入金額です。)は、年額だけでなく月額でも認定可否を判断します。
 ・雇用保険の基本手当や健康保険の傷病手当金は、日額により認定可否を判断します。

取消になる要件(例)

区 分	要件を欠くに至った日
就職したとき	就職した日 見習い、研修期間終了後に健康保険に加入する方(収入が認定基準額未満の方も含む)も就職日から取消になります。
収入月額が3ヵ月連続して収入基準額を超えたとき※	最初に基準額を超えた月の1日
収入月額が3ヵ月平均して収入基準額を超えたとき※	3ヵ月平均の対象となった最後の月の翌月の1日 (この取扱いは学生である子には適用しません)
年金を受給するときまたは年金改定により年金額が180万円以上となるとき※	年金裁定通知書または年金額改定通知書を受領した月(通知書に記載の交付月)の翌月の1日
雇用保険の基本手当日額が収入基準額以上となるとき※	受給開始日(「認定(支給)期間」の初日)
確定申告により事業収入等が年間収入基準額以上であることが判明したとき※	確定申告の対象年(収入が生じた年)の1月1日
別居する被扶養者に対する組合員からの仕送りが全くされていないとき※	仕送りをしなくなった月の1日
同居が要件である被扶養者が別居したとき	別居した日
組合員が主な生計維持者でなくなったとき	その事由が発生した日
新たに被扶養者を認定したことに伴い、父母が認定要件を満たさなくなったとき	新たに認定した被扶養者の認定日の属する月の翌月1日
離婚したとき	離婚した日の翌日

※収入および仕送りに係る書類(給与明細書・確定申告書の控え・年金証書・年金額改定通知書・送金証明書等)は当組合から依頼があった時にいつでも提出できるよう、大切に保管をお願いします。

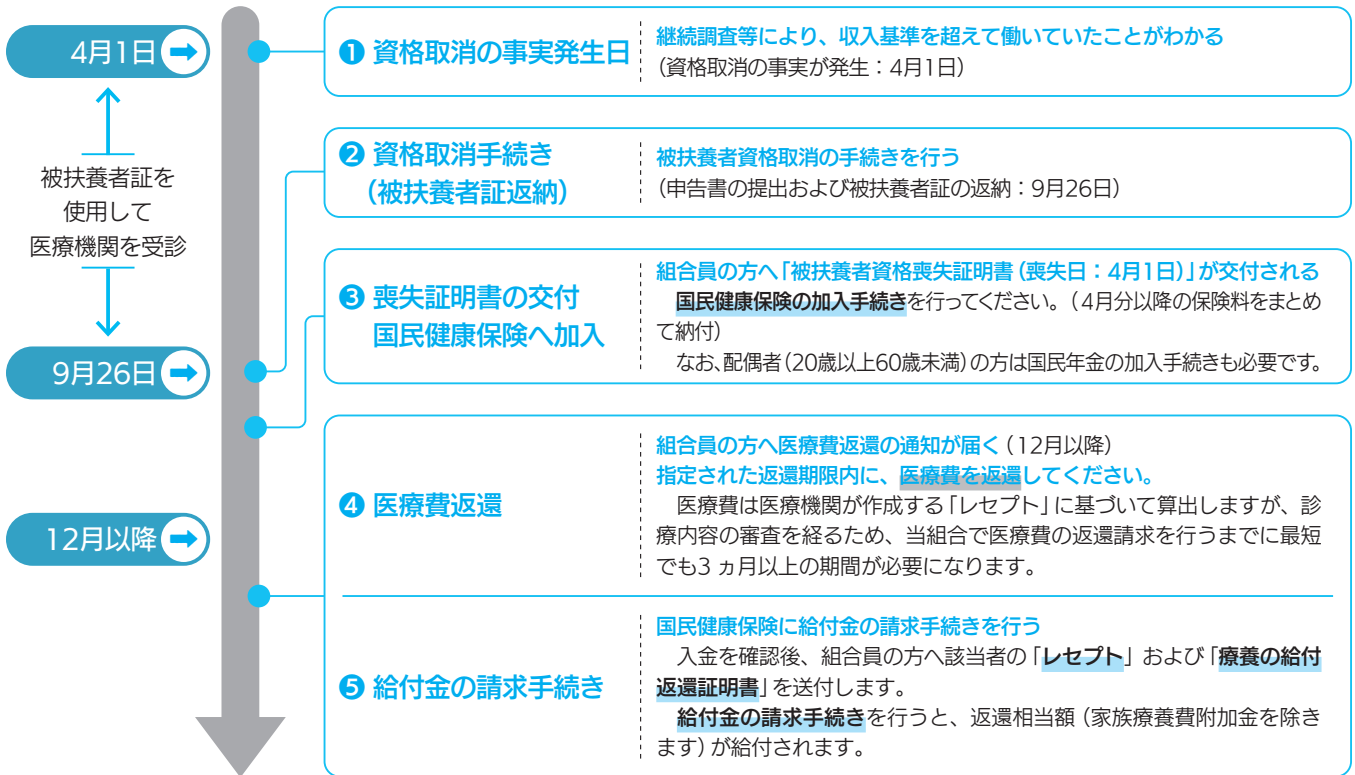
被扶養者の資格を遡って取消したときの 医療費返還について

医療機関で組合員証等を提示して受診する際の医療費は、受診者が一部（主に3割）を窓口で支払い、その残りを当組合が負担しています。

被扶養者資格を喪失（資格取消）すると当組合の被扶養者証は使用できなくなりますが、喪失の手続きおよび被扶養者証の返納をしていただくまでの間に、被扶養者証を使用して医療機関を受診している場合には、当組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



医療費返還のイメージ



このように、資格の喪失および加入の手続きをすることや、一時的な支払いとはいえ金銭面の負担も生じるため、日頃から被扶養者の収入額を把握しておき取消の事実が生じたときは速やかに届出をしましょう。

海外に居住する国民年金第3号被保険者は申告が必要です!

令和2年4月1日施行の健康保険法等の改正で、国民年金第3号被保険者が海外に転出し、海外特例要件*に該当しない場合は、原則として当該資格が喪失となります。また、海外特例要件に該当する場合でも「国民年金第3号被保険者関係届(海外特例該当申告)」が未提出の場合は、日本年金機構によって個別の通知なしに資格の喪失処理が行われることとなりますので必ず申告を行ってください。

※海外特例要件とは?

- ① 外国において留学する学生
- ② 外国に赴任する組合員(第2号被保険者)に同行する者
- ③ 観光、保養またはボランティア活動、その他就労以外の目的での一時的な海外渡航者
- ④ 組合員の外国赴任期間に当該組合員との身分関係が生じた者で、②と同様と認められる者
- ⑤ ①~④のほか、渡航目的、その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

注：海外居住中に上記①~⑤の理由が変更になった場合も届出が必要になりますので、勤務先の共済事務担当課へご相談ください。

お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413